

# 病院のための相続・事業承継セミナー

## 「出資持分」は財産権、なぜ放棄するの？



**山口 明男**  
株式会社みどり合同経営 代表取締役会長  
川崎医療福祉大学 非常勤講師  
医療機関・福祉施設100件、一般企業140社の顧客を毎月サポート。診療所新規開業指導、医療法人・病院の経営改善指導、経営計画作成と実績検討会議の開催指導、コーチング等の実績多数  
著書：「愛と感動の経営者魂」(新風舎)



**竹本 正憲**  
株式会社船井財産コンサルティング高松 代表取締役・税理士・行政書士・一級ファイナンシャルプランニング技能士(第四号第1号)  
趣味は仕事。24時間365日お客様に喜んでいただくことが生きがい  
共著：「次代をひらく新事業承継相続対策」「社長の相続・事業承継の上手な進め方」「社長の節税と資産作りが全部わかる本」

普通に考えればそうですね。出資持分は大切な財産です。ところが、これを放棄する医療法人が増えているのです。なぜでしょう。

### 相続税を払いますか？

医療法人は配当ができないので、過去の利益が法人にどんどん積み上がって、その結果、出資持分の評価額が高くなりすぎたのです。もし相続が発生したら、相続税が巨額となり払えないのです。

### 出資持分の払い戻し、できますか？

例えば、ご兄弟で出資持分を共有しているような場合、お一人が出資持分払戻請求権を行使されると、巨額の資金を払い戻さねばならなくなり、医療法人の存続自体が脅かされることになるのです。

### 医療法人の存続と発展を考えた前向きな選択なのです！

本セミナーでは、出資持分の定めのない医療法人や基金拠出型医療法人、特定医療法人への円滑な移行を多数手掛けてきました、医療コンサルタント山口明男が、実例を通して具体的に分かりやすくご説明いたします。来年の税制改正では、震災復興の財源確保のために相続税の大増税が予測されています。第二講義では、節税対策専門の税理士 竹本正憲が、賢い相続対策についてご説明します。相続を「争族」にしないために、今から事前の対策を打っておくことをご提案します。



### 高松会場

2012年1月14日(土)  
14:30 ~ 17:30  
(14:00 ~ 受付開始)

### 岡山会場

2012年1月28日(土)  
14:30 ~ 17:30  
(14:00 ~ 受付開始)

